

京都市告示第 353 号

地方自治法第260条の2第11項の規定に基づき、平成9年3月14日付けで認可した醍醐北団地会について変更の届出があったので、同条第10項の規定により次のとおり告示します。

平成16年11月17日

京都市長 榎本 頼兼

変更があった事項及びその内容

変更があった事項	区域
変更前	伏見区醍醐廻り戸町（5番地の5、5番地の15、5番地の24、10番地の1及び10番地の4）
変更後	伏見区醍醐廻り戸町（5番地の1、5番地の5、5番地の12から15まで、5番地の17、5番地の19から21まで、5番地の23から25まで、10番地の1及び10番地の4）

（文化市民局市民生活部地域づくり推進課）